

かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務総合評価
一般競争入札実施要綱

6 川 こ 企 第 9 3 0 号
令 和 7 年 2 月 1 3 日

(目的)

第1条 この要綱は、かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務において、業務を実施する上での工夫等について技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、委託業務の品質をより高めることが期待できることから、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)により委託の契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(総合評価審査員の設置等)

第2条 市長は、本業務に関し、中立かつ公平・公正な立場から専門的な意見を聴取するため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務総合評価審査員(以下「審査員」という。)を置く。

2 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから市長が選任するものとする。

4 審査員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(委託業務としての決定等)

第3条 市長は、委託業務として実施することの適否及びその委託業務に係る総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための

基準（以下「落札者決定基準」という。）について、あらかじめ、審査員の意見を聴き、かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務総合評価審査委員会（かわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務総合評価審査委員会設置要領第1条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- （1）総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- （2）総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。
- （3）落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- （4）総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- （5）総合評価の点数についての疑義照会に関すること。
- （6）提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- （7）その他必要と認めること。

（技術提案評価資料の提出）

第5条 市長は、価格以外の評価（以下「技術提案評価」という。）を行うため、総合評価一般競争入札の参加者に対し、次に掲げる資料（以下「技術提案書等」という。）の提出を求めるものとする。

- （1）技術提案に関する書類（技術提案書）
- （2）工程管理に係る技術的所見（工程表）
- （3）業務実施上配慮すべき事項（課題）に係る技術的所見
- （4）品質管理に係る技術的所見
- （5）同種又は類似業務の実績
- （6）配置予定技術者の資格及び業務実績
- （7）その他必要と認める資料

2 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書及び技術提案書等の提出を求めるものとする。

3 市長は、技術提案書等の提出を受けた後、提出した入札参加者から内容の変更の申出を受けたときは認めないものとする。

4 市長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術提案書等についてヒアリングを実施することができる。

（技術提案評価の方法及び点数の決定）

第6条 落札者決定基準において評価項目を設定し、評価項目ごとに評価に応じ得点を与える。

2 市長は、総合評価一般競争入札に係る技術提案評価を行うときは、委員会の審議を経て、技術評価の点数（以下「技術評価点数」という。）を決定するものとする。

（落札予定者の選定方法）

第7条 価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者から提出された技術提案の各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）と当該入札者の入札価格の評価による価格評価点得点（入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値。以下「価格点」という。）を加算した総得点をもって行う。

2 委員会は、入札書及び技術提案書等の提出を受けた後、次の各要件に該当するもののうち、前項の規定により算定した総合評価の点数（以下「総合評価点数」という。）の最も高い者を落札予定者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限を超えていないこと。

（2）技術提案の内容が、要求要件を全て満たしていること。

3 総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、次のとおり落札予定者を定めるものとする。

（1）各入札者の技術点と価格点異なる場合は、技術点が高い者を落札予定者とする。

(2) 各入札者の技術点と価格点が同じ場合は、当該者にくじを引かせて落札予定者を定める。

(落札者の決定等)

第8条 市長は、委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、第3条の規定による審査員への意見の聴取の際に、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、委員会の審議の前に、審査員の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づき落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に適宜の方法によりその決定について通知するものとする。

4 入札参加者は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内に、自らの評価について市長に疑義の照会をすることができるものとする。

5 市長は、前項の照会を受けたときは、委員会の審議を経て、速やかに当該照会した者に回答するものとする。

(評価結果等の公表)

第9条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。

(悪質な行為があったと認められるときの対応)

第10条 市長は、入札参加者が提出した技術提案書等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。

(落札者の業務実施方法等)

第11条 市長は、技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、

当該技術提案に基づいて業務を実施させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として認めないものとする。

（技術提案の使用及び保護）

第 12 条 技術提案については、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が、無償で利用できるものとする。ただし、知的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（低入札価格調査）

第 13 条 本業務に係る総合評価一般競争入札については、低入札価格調査の対象とする。

2 第 7 条の規定により算出した総合評価点が最も高い者の入札した価格がかわさき子育てアプリ再構築等・運用保守業務低入札価格調査取扱要領第 3 条に規定する調査基準価格を下回る場合は、同要領の規定により落札者を決定するものとする。

（秘密の保持）

第 14 条 市長は、入札参加者から提出された技術提案書等は公表しないものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

（この指針の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。